

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成31年1月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800274号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800121号

第1 結論

請求者のA法人B保育所における平成28年3月30日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

平成28年3月30日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年3月30日

A法人B保育所に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A法人B保育所から提出された「支給控除項目一覧表」及び請求者から提出された預金通帳の写しにより請求者は、請求期間に同社から賞与の支払いを受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成28年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年8月6日に届け出られたことにより、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「支給控除項目一覧表」において確認できる賞与額から、5万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800268号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800120号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B店及びC店(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年9月頃から平成23年5月1日まで

A社B店及びC店に勤務していた期間における厚生年金保険の加入記録がない。正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社B店及びC店における雇用保険の加入記録は確認できないが、D社の事務担当者及び請求者が記憶する同僚の陳述から、期間は特定できないものの、請求者がA社B店及びC店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社B店及びC店に係る商業登記簿謄本は確認できず、同店はリラクゼーションサロン(マッサージ店)でありサービス業に該当するところ、オンライン記録において、D社は、平成25年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、A社B店及びC店並びにD社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、請求者は、A社B店及びC店の給与明細書等を保有しておらず、D社の事業主は、請求期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、保険料控除については行っていないと回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、請求者は請求期間において、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる上、このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。